大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査について

■目的

部落差別解消推進法第５条の２に掲げる「地方公共団体は、国との適切な役割

分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」の趣旨に則り、大東市人権行政基本方針に掲げる、部落差別（同和問題）の解決に向け、部落差別（同和問題）について正しい認識と理解を深めるための資料となる人権教育・啓発冊子の作成を行います。今回の調査は冊子作成における基礎資料作成のため、市民の部落差別（同和問題）における意識を把握するべく実施するものです。

■調査概要

①対象者　　市内在住の18歳以上の男女2,000人＋※市内在住の18歳～29歳の男女300人

②調査項目　近年他市、他府県で実施された調査項目をベースに設定

③実施までのスケジュール（予定）

　令和６年１月末～２月初旬　　調査業者決定

　令和６年３月中旬　　　　　　調査票最終案完成

　令和６年３月末　　　　　　　第３回大東市人権擁護施策推進審議会にて

調査票最終検討確認

　令和６年５月初旬～　　　　　調査実施

調査期間は２～３週間

（督促はがき１回を送付）